

「(仮称)第4次宇都宮市食品安全推進計画」(素案)に関する  
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

令和5年12月27日(水)～令和6年1月16日(火)

(2) 意見の応募者数 5名  
意見数 10件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	1	4			5

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	2件
C	計画の参考とするもの	6件
D	計画に盛り込まないもの	0件
E	その他、要望・意見等	2件
計		10件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	C	「HACCP運用の問題点や課題」として、事業者の中には「特に問題なし」とする割合が21.5%存在する。そのような事業者の取組を成功事例として紹介するのも良いと思う。 (素案17ページ)	食品等事業者のHACCPの導入・定着支援は、本計画の重点事業として、事業No.3「大規模事業者等に対するHACCPに基づく衛生管理(国際基準)の導入・定着確認」及びNo.4「小規模事業者等に対するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入・定着支援」において取り組むこととしております。 (素案38ページ) 事業の実施に当たっては、立入検査、窓口相談時及び講習会等を実施する中で、成功事例を交えながら、HACCPの導入・定着促進の取組を推進してまいります。 頂いた御意見につきましては、

			今後の計画推進の参考としてまいります。
2	C	<p>「生産者の農作物の安全確保の取組」として「農薬・肥料の適正利用」、「生産履歴の記帳」が挙げられておりますが、スマートフォンを利用したアプリケーションソフトウェアによる管理運用が可能であれば、効率的運用が可能となり、見える化が進められると思う。</p> <p>(素案18ページ)</p>	<p>農薬・肥料の適正利用及びその生産履歴を記録・保存することは、農作物の安全性確保のための重要な取組であり、事業No. 2「農産物直売所における安全・安心の推進」において取り組むこととしております。</p> <p>(素案37ページ)</p> <p>今後、生産者への指導の中で、より効率的な生産履歴の管理手法も視野に入れて取り組んでまいります。</p>
3	B	<p>食品のデリバリー増加への対応として、デリバリー容器の温度管理や内側の衛生管理については、運用指導が早急に必要ではないか。</p> <p>(素案14, 19, 25ページ)</p>	<p>デリバリーにより食品を提供している飲食店に対しては、事業No. 4「小規模事業者等に対するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入・定着支援」及びNo. 8「食中毒リスクの高い施設に対する監視指導の実施」において取り組むこととしており、立入検査時等に、調理終了から喫食までの時間が長くかかることに伴う食中毒リスクの増加への注意を喚起するとともに、配達作業に係る配達員の手指の衛生や運搬容器の消毒等について指導してまいります。</p> <p>今後、営業形態の変化に対応した監視指導の強化に取り組んでまいります。</p>

4	B	<p>食中毒の発生件数について、近年の状況より、低くしてほしいと感じた。</p>	<p>現計画の期間内における年度ごとの食中毒発生件数は、1から2件で推移していることから、次期計画では、最終年度（令和10年度）の目標値を0件と設定しております。</p> <p>（素案28ページ）</p> <p>今後とも、より一層のHACCPの導入・定着支援や食中毒リスクの高い施設に対する監視指導を通じて、食中毒発生の未然防止に取り組んでまいります。</p>
5	E	<p>基本目標3「食の安全と安心を支える体制を強化します」に基本施策3「監視・検査体制の充実強化」が新規として追加されていて、とても良いと思う。</p> <p>（素案50ページ）</p>	<p>食品施設の立入調査や食品検査に迅速かつ適切に対応するため、食品衛生監視員の機動力確保及び監視技術の向上、検査職員の技術の向上は不可欠であり、これらに係る事業No.10「HACCPに対応した食品衛生監視員の監視技術の向上」、No.12「検査の信頼性確保の推進」及びNo.13「調査研究の推進」において取り組み、進捗管理することとしております。</p>

6	C	<p>「GAP導入の促進」ですが、国内流通向けGAPでも、輸出品目向けGAPでも、単に農畜産物の安全性を考慮した肥育管理や肥料・農薬管理に留まらず、農業生産環境の保全、持続性ある生産管理、農業労務の衛生管理などまで包括する点で、それらの導入は相当程度に意欲的な取組を要すると思う。そのため、GAPの認証品目であることを「見える化（見せる化）」する取組は重要であり、導入を目指す農業者を励ます取組を進めてほしい。これまでの品目を維持するだけでは進まないと思うので、具体的にどう進めるのかを検討・実施してほしいと思う。</p> <p style="text-align: right;">(素案37ページ)</p>	<p>GAP導入の推進については、デジタルの活用により、認証取得に係る生産者の事務的・経済的負担を軽減させる取組が、国を中心に進められており、本市においては、これらの取組を生産者へ周知してきたところです。今後とも、事業No.1「GAP導入の促進」において、生産者へ周知してまいります。</p> <p>また、生産者に対し、GAPに取り組むことの重要性について、取組事例等を用いて周知啓発するとともに、GAPに取り組んでいる生産者の農作物が、より消費者に選ばれる機会が増えるよう、消費者への見える化（見せる化）なども含め、GAP導入の普及促進に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(素案37ページ)</p>
---	---	---	---

7	C	<p>「HACCPの市民への啓発」について、事業者が実施担当責任者を決めて適切な支援やマニュアルに沿って導入・定着を目指す取組を励ます意味でも、消費者（市民）自身が「食品が製造現場から消費者の手に至るまでの過程における安全性を確保する上でのHACCPが果たす役割を理解し、「事業者と市民の相互理解の増進が食の安全・安心を高める上で重要な意味を持つ」ことを繰り返し伝えていくことが大事だと思う。そのための具体的な取組を検討し、発信・呼びかける仕組みづくりが大事だと思う。</p> <p>その一つとして、現在、市が設置している「食品の安全」ウェブサイトにある「HACCP推進ポータルサイト」を大幅に改善して、市民向けの「食の安全におけるHACCPの役割」、「HACCP導入・定着の意義」をはじめ、「市民向けのHACCP特設サイトを立ち上げて発信を強化してほしいと思う。現状の「HACCP推進ポータルサイト」は市民のためをほとんど意識していないと思う。願わくは、現在の「食品の安全」のウェブサイト自体を大幅に見直して、市民がのぞいてみようという気になるような、そして、のぞいてみたらいろいろ勉強になると思うようなウェブサイトとなるように改善を図ってもらいたいと思う。</p> <p>(素案45ページ)</p>	<p>市民のHACCPに関する理解を促進させることは、食の安全・安心を推進する上で、重要な取組と認識しており、本計画の重点事業として、事業No.21「HACCPに関する市民への理解促進」において取り組むこととしており、そのための情報発信の手段の一つとして、本計画では、SNSの活用に取り組むこととしております。</p> <p>(素案45ページ)</p> <p>また、従来の集合型講習会を継続するとともに、頂いた御意見を参考に、ホームページの充実にも取り組んでまいります。</p>
---	---	---	---

8	C	<p>市民へ広く情報が行きわたるには、SNSやテレビだけでなく、自ら情報を取りに行かなくても目にすることができるポスターなどを食にかかわる場所に掲示するのも有効だと思う。</p> <p>(素案43～45ページ)</p>	<p>食の安全に関する正しい情報の発信に当たっては、広報紙への記事の掲載や生活衛生情報誌の配布等、さまざまな方法により、多くの市民へ情報が行きわたるよう取り組んでいるところです。</p> <p>基本目標2の基本施策1「市民への食に関する正しい知識の普及促進」に係る各事業において、市民に対し、食に係る情報の発信に取り組むこととしており、今後とも、より広く、市民へ情報が行きわたるよう工夫しながら、情報発信に取り組んでまいります。</p> <p>頂いた御意見につきましては、食品衛生に関心の少ない市民等への情報発信の方法として、今後の計画推進の参考としてまいります。</p> <p>(素案43～45ページ)</p>
9	E	<p>私たち一般市民は、農産物に含まれる農薬や一般的な食品に含まれる添加物についてとても気になるものの、その安全性を確かめる方法が分からないのが現状である。消費者としては、食品の安全性が最優先であり、農薬や食品添加物等の検査の充実、これに尽きる。抜き打ち検査も効果があると思う。</p> <p>(素案41ページ)</p>	<p>本計画では、基本目標1の基本施策4「食品等検査の充実」に係る各事業において、食品等検査の充実を推進しております。</p> <p>(素案41, 42ページ)</p> <p>また、本市では、流通食品の収去検査に係る年間計画を作り、残留農薬や食品添加物の使用基準等の違反がないか、工場や販売店から無作為に食品の抜き取り検査を行い、違反があった場合、農産物や製品の回収・廃棄等を指導しておりますが、事業者自身の適切な管理により、違反自体がほとんどない状況であります。</p> <p>引き続き、検査を実施し、結果を情報発信することにより、安心感の醸成に取り組んでまいります。</p>

10	C	<p>私たち一般市民は、GAPやHACCPについても大まかな捉え方しかできない。その上、事業者側がHACCPについて知識不足の傾向にあると聞かされては、なおのこと不安である。GAPやHACCPへの取組方も生産者や事業者ごとに差があるのではないか。</p> <p>(素案17, 37, 45)</p>	<p>食品等事業者のHACCPの導入・定着支援は、本計画の重点事業として、事業No. 3「大規模事業者等に対するHACCPに基づく衛生管理(国際基準)の導入・定着確認」及びNo. 4「小規模事業者等に対するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入・定着支援」において取り組むこととしており、施設への立入検査、窓口相談時及び講習会等の機会を利用し、食品等事業者のHACCPの知識の普及に取り組んでまいります。</p> <p>(素案38ページ)</p> <p>また、GAPについても取組が適切に実施されるよう、事業No. 1「GAP導入の促進」において、栃木県や関係機関と連携し、GAPの普及促進に取り組んでまいります。</p> <p>(素案37ページ)</p>
----	---	---	---